

令和6年度第2回岩手県私立学校審議会議事録

日時 令和7年3月27日（木） 10：00 ～ 11：21

場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

令和6年度第2回岩手県私立学校審議会

1 開催日時 令和7年3月27日(木) 10:00～11:21

2 開催場所 エスポワールいわて 3階特別ホール

3 出席者

〔私立学校審議会委員〕

菅野洋樹 会長 六本木郁子 委員 福間美穂 委員

高橋 聡 委員 天間正継 委員 須川和紀 委員

曾根美砂 委員 新田亮一 委員

〔県〕

松本理事兼ふるさと振興部副部長

安齊学事振興課総括課長 高橋私学振興担当課長 立花主幹兼特命課長

向井主査 山崎主査 佐藤主事

4 欠席者

佐々木 栄光 委員 西川 温子 委員

5 署名委員

六本木 郁子 委員 福間 美穂 委員

6 会議の状況

別紙のとおり。

1 開 会

○安齊学事振興課総括課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第2回岩手県私立学校審議会を開会いたします。

学事振興課の安齊でございます。議事に入るまでの間、暫時進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 出席者の確認

○安齊学事振興課総括課長

まず、委員の出席状況について御報告をいたします。

本日、佐々木委員、西川委員、このおふたりが欠席されてございます。委員10名中、8名に御出席いただいておりますので、岩手県私立学校審議会運営規程第5条に定める定足数に達しており、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、松本理事兼ふるさと振興部副部長から御挨拶を申し上げます。

3 挨 拶

○松本理事兼ふるさと振興部副部長

ふるさと振興部理事兼副部長の松本でございます。本日は、部長の村上は別用務がございまして、代わりに、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、今般の大船渡市の林野火災で犠牲になられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の私学振興に御支援、御尽力をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、皆様御承知のとおり、改正私立学校法が令和7年4月から施行されます。私立学校は、建学の精神に基づき、個性豊かな活動を展開し、我が国の公教育の発展に寄与しており、今回の改正は、社会の信頼を得て今後も発展していくために、自らのガバナンスを高めていくための改正であると承知しております。県といたしましては、学校法人が改正私立学校法に準拠した法人運営を円滑に行えるよう、引き続き必要な支援を行って参ります。

また、県議会2月定例会において可決、成立した令和7年度の岩手県当初予算についてであります。私立学校関係予算については、総額63億800万円余を計上したところです。加えて、大船渡市の林野火災で被災した方々への支援策といたしまして、令和6年度補正予算において、被災した生徒等の就学に係る費用負担を軽減するための経費として、総額1,400万円を計上いたしております。

国の令和7年度当初予算審議においては、いわゆる高校無償化について議論が行われ、私立高校については、令和8年度から、収入要件の撤廃と無償化する金額の引き上げ、また、その先行措置として、令和7年度から年額約11万円の就学支援を、年収の要件に関わらず、全ての高校生に対して実施する方針が示されました。

県といたしましては、高校無償化に伴う対応につきまして、国と連携しながら、着実に実施をするとともに、引き続き、私立学校の教育環境の維持向上を目的とした、私立学校運営費補助など、各種の施策を展開することにより、多様なニーズに応じた特色ある私学教育の充実を後押ししたいと考えております。委員の皆様にも、引き続き、本県の私学振興に対し、御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の審議会では、専修学校設置法人の寄付行為認可に係る案件をはじめ、計８件につきまして御審議をいただくこととしております。

委員の皆様には、専門的、かつ大局的な見地から御意見、御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

○安齊学事振興課総括課長

それでは、これより議事に入らせていただきますが、この後の議事の進行につきましては、審議会運営規程第３条第１項の規定によりまして、菅野会長にお願いいたします。

（１）議事録署名委員の指名、会議の公開

○菅野会長

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、通例ですが、最初に議事録の署名委員の指名を行わせていただきます。恐縮ですが、議席番号３番の六本木委員さん、それから、４番の福間委員さんをお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、本審議会の公開についてお諮りを申し上げたいと思います。原則どおり公開で進めたいと思いますが、特に御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本審議会は公開とさせていただきます。

資料及び発言要旨については別途、県のホームページで公表されますので、お含みいただければと思います。

（２）諮問事項の審議

議案第１号 学校法人の寄附行為認可について

学校法人岩手理容美容専門学校（花巻市）

議案第５号 専修学校の設置者変更認可について

岩手理容美容専門学校（花巻市）

○菅野会長

では早速、議案の審議に入らせていただきます。

議案第 1 号、学校法人の寄附行為認可及び議案第 5 号、専修学校の設置者変更認可については、相互に関連いたしますので、一括して審議をお願いしたいと思います。議案第 1 号及び議案第 5 号について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎主査

事務局から説明申し上げたいと思います。

議案第 1 号、第 5 号についてでございます。委員資料につきましては、3 ページ、4 ページ及び 8 ページでございますので、御確認いただければと思います。先ほど会長からお話もありましたが、学校法人の寄附行為認可及び専修学校の設置者変更認可につきましては、関連しておりますので、一括しての説明とさせていただきます。

まずはじめに、議案第 1 号に係る学校法人寄附行為認可について御説明いたします。資料 No. 1 の 3 ページをお開き願います。学校法人を設立することについて、私立学校法第 30 条第 1 項及び同法第 64 条第 5 項の規定に基づき、認可申請があったものでございます。

名称は、学校法人岩手理容美容専門学校であります。

この法人の目的は、現在、一般財団法人岩手理容美容専門学校が設置、運営している岩手理容美容専門学校を学校法人として引き継ぎ、理容師及び美容師の養成を行うとともに、地域社会に貢献できる人材を育成しようとするものであります。

学校法人の設立趣旨といたしましては、学校法人として運営基盤の強化や教育の質の向上を図り、職業教育を充実させ、社会からの期待に応えようとするものであります。

設立の代表者は、柴入裕一氏でございます。この方は、花巻市に所在する一般財団法人岩手理容美容専門学校の現在の理事長でもあります。

役員につきましては、一般財団法人の役員が継続して就任する形式ではございますが、理事 5 人、監事 2 人の体制となっております。これは、私立学校法に定める学校法人の要件、理事 5 人以上、監事 2 人以上を置かなければならないという要件を満たしているものでございます。

摘要欄のところを御覧ください。岩手理容美容専門学校の生徒数を記載しております。令和 6 年 5 月 1 日現在でございますが、定員の 160 人に対して、89 人が在籍しているものでございます。また、資料に記載はございませんが、本務教員は 9 名、本務の事務職員が 3 名いるほか、兼務の教職員を配置しているものでございます。

次に、資料 No. 1 の 4 ページと、資料 No. 3 の 11 ページでございます。「準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準」を、併せて御確認をお願いいたします。資料 No. 1 の 4 ページ、「財産の状況」欄に記載しております、資産及び負債につきましては、全て学校法人岩手理容美容専門学校が一般財団法人岩手理容美容専門学校から寄附により引き継ぐものでございます。基本財産についてでございますが、校具及び教具等は自己所有となっております。資料 No. 3 の 11 ページ、審査基準の 3 (1)にある「基本財産は原則として借用でないこと」という基準を満たしております。

また、校地につきまして、令和 7 年 4 月から 20 年間の長期賃貸借契約を、校舎が立地する土地を所有しております 2 名の所有者とそれぞれ締結することとしておりまして、審査基準の 3 (2)を満たしていることを確認しております。

次に、資料 No. 3 でございますが、12 ページの審査基準、5 の「運用財産」について御説明します。この基準は、専修学校の経営に必要な財産を有しているかという基準であり、具体的には、経常的な支出に対し、現金などの運用資産をどれだけ保有しているかという観点から審査をしているものでございます。資料 No. 1 の 4 ページの「財産の状況」欄を御確認ください。運用財産は、表中(2)でございすけれども、3,861 万円余とありまして、そのうち、3,822 万円余が預金等の現金となつてございます。これに対して、表で言いますと下のところになりますが、「経常的収支」欄の令和 5 年度決算の経常的支出は、施設の改修工事等による一時的な要因が含まれているものでございますが、8,166 万余となっております。さらに表の下、収支の予算を御確認いただきたいのですが、表の右側、支出の欄の令和 7 年度の支出のうち、人件費の支出が 4,122 万円余、また、教育研究経費の支出 5,355 万円余の合計、合わせて 9,478 万円余が経常的支出と見込まれるものでございます。年間の経常的支出 9,478 万円余に対して、4 割程度の 3,822 万円余を現金で保有しているということを確認しておりますので、これは審査基準の 5 に定める、「専修学校の運営に必要な運用財産を有していること」という基準を満たしているものと判断しているものでございます。

続きまして、資料 No. 3 の 12 ページになります。審査基準 6 の「負債に係る借入金」について御説明します。この基準では、「準学校法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、…基本財産に対する総負債額の割合が 3 分の 1 以内において認めることができる」とされていることから、確認をしているものでございます。資料 No. 1 の 4 ページの「財産の状況」欄を御確認ください。負債総額 1,440 万円余は、全額が現在の一般財団法人における前受金でありまして、学校法人設立時の負債として引き継ぐこととなりますが、その他の負債はございません。基本財産 6,046 万円余に対しまして、施設・設備の整備に伴う負債がなく、基本財産に対する施設整備費の負債の割合が 3 分の 1 以内となりますので、審査基準の 6 を満たしていることを確認しております。

次に、経営の非営利性に関する審査基準の 8 の「会計」の説明に移ります。8 の(1)では、「経常的収支の均衡が保たれるものであること」、また、「生徒納付金の総額が年間経常経費の概ね 1.5 倍相当額の範囲内」であることとされております。資料 No. 1 の 4 ページを御覧ください。経常的収支欄にある令和 5 年度決算の経常的収入は 7,736 万円余、経常的支出が約 8,166 万円余となっております。収支差が生じてはいるのですが、これは令和 5 年度に施設の改修工事を行ったことや、純増するかたちで教員の新規採用を行ったという、一時的な要因であることを確認しているものでございます。併せて、令和 6 年度の予算についても確認しましたところ、入学者数の増加等の要因により、経常的収入を 9,356 万円余、経常的支出を 7,702 万円余と見込んでおりまして、収支の均衡が見込まれる状態であることを確認しております。令和 7 年度に学校法人化した場合、経常的収入は学生生徒等納付金収入と手数料収入の合計約 1 億 399 万円余に対しまして、経常的支出は、人件費支出と教育研究経費支出の合計約 9,478 万円余と見込んでおりまして、収支の均衡が保たれているものでございます。経常的収入が経常的支出を上回ることが見込まれるほか、学校法人化することで、今後は県が交付している専修学校に対する運営費補助金の対象ともなるため、継続した運営資金の確保が見込まれます。次に、生徒納付金の総額と年間経常経費についてですが、「経常的収支」欄にあります令和 5 年度決算を御覧ください。令和 5 年度決算においては、生徒納付金総額 6,019 万に対しまして、年間の経常的経費は

8,166 万余であり、「生徒納付金の総額が年間経常経費の概ね1.5倍相当額の範囲内」となっております。学校法人化後につきましても、令和7年度の収支予算に記載のとおり、学生生徒等納付金収入が、人件費支出と教育研究経費支出の合計額である経常的支出の1.5倍相当額の範囲内となっておりまして、審査基準の8を満たしていると考えております。議案第1号に関する説明は以上でございます。

次に、議案第5号の学校設置者の変更認可について御説明いたします。資料 No. 1 の8ページをお開き願います。

学校法人岩手理容美容専門学校の設立に伴い、岩手理容美容専門学校の学校設置者を、同法人に変更することについて、学校教育法第4条第1項及び同法第130条第1項の規定に基づき、認可申請があったものでございます。

変更の理由は、理容師・美容師を輩出する学校として、学校の社会的信用性を高め、安定した学校経営を図ることで、運営基盤を強化すること等を目的に、一般財団法人から改め、新たに学校法人を設立することに伴い、設置者を変更しようとするものであります。

変更の時期は、令和7年4月1日を予定しております。

県といたしましては、審査の結果、学校法人寄付行為認可申請及び専修学校の設置者変更認可申請については、いずれも認可することが適当であると考えております。

以上で議案第1号と第5号の説明を終わりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。審議の進め方ですが、最初に、当該案件について説明がございましたので、最初に御質問等をいただいて、その後に本件の取り扱いについて御意見をいただく、というふうに進めたいと思います。

最初に、本案件及び只今の説明について、御質問等があれば、お願いしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。次に、本案件の取り扱いについて、何か御意見があればお願いしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、議案第1号及び議案第5号については、原案のとおり、認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。では、議案第1号及び議案第5号については、そのように取り扱わせていただきます。

議案第2号 学校の廃止認可について

学校法人聖パウロ学園 聖パウロ幼稚園（盛岡市）

○菅野会長

続きまして、議案第2号、学校の廃止認可について審議をさせていただきます。議案第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤主事

学事振興課の佐藤と申します、よろしくお願いいたします。私の方から、議案第2号について説明をさせていただきます。資料 No. 1 の5ページをお開き願います。盛岡市にあります聖パウロ幼稚園の学校廃止認可申請についてでございます。幼稚園を廃止することについて、学校教育法第4条第1項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

廃止の理由でございますが、幼稚園を令和7年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行するため、学校教育法における幼稚園については廃止する必要があることから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和7年3月31日でございます。

なお、在園している園児につきましては、令和6年度末で卒園する園児を除き、いずれも新設される幼保連携型認定こども園において、引き続き在籍する予定です。

また、教職員の処遇につきましても、新設される幼保連携型認定こども園において、それぞれ引き続き雇用される予定です。

最後に、園地・園舎の取り扱いでございますが、いずれも新設される幼保連携型認定こども園の園地・園舎として引き続き使用される予定とされております。

以上のことから、聖パウロ幼稚園に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございます。最初に、本案件及び只今の説明に対して、御質問等をお願いいたします。

（発言なし）

○菅野会長

よろしいでしょうか。では、本件の取り扱いについて、御意見があればお願いいたします。

（発言なし）

○菅野会長

よろしいですか。では、議案第2号、学校の廃止認可については、原案のとおり、認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。では、議案第2号についてはそのように取り扱わせていただきます。

議案第3号 学校の廃止認可について

学校法人白百合学園 盛岡白百合学園小学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、議案第3号、学校の廃止認可について審議をさせていただきます。議案第3号について、事務局の説明をお願いいたします。

○佐藤主事

それでは、議案第3号について説明をさせていただきます。資料No.1、6ページをお開き願います。盛岡市にあります盛岡白百合学園小学校の学校の廃止認可申請についてでございます。小学校を廃止することについて、学校教育法第4条第1項の規定に基づき、認可申請があったものであります。

廃止の理由でございますが、受験生の増加が見込めないため、令和2年4月から児童募集を停止していたところ、令和5年度末をもって在籍児童が0人となり、今後も少子化により受験生の募集が困難な状況であることから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

廃止の時期につきましては、令和7年3月31日でございます。

在籍児童につきましては、先ほども申し上げましたとおり、令和5年度末をもって全員が卒業しており、現時点で在籍している児童はいないものでございます。なお、令和6年度、今年度については、在籍児童が0人の状態で、学校としては存続していたものでございますが、これは、児童募集を停止した令和2年4月の前の年度、つまり、平成31年4月の入学者が0人であったことによるものと聞いております。令和2年4月から起算をすると、最終学年の卒業が今年度末、令和6年度末になる予定でしたが、予定より1年早く、在籍児童が0人となったものでございます。

教職員の処遇につきましては、法人内での配置換えにより、引き続き同法人において雇用される予定です。

校地・校舎の取り扱いでございますが、隣接する盛岡白百合学園中学高等学校及び盛岡白百合学園幼稚園において使用される予定とされております。

以上のことから、盛岡白百合学園小学校に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可相当と考えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございます。本件について、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

なければ、本案件の取り扱いについて、御意見等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、議案第3号については、原案のとおり、認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、議案第3号についてはそのように取り扱わせていただきます。

議案第4号 学校の廃止認可について

一般社団法人一関市医師会 一関市医師会附属一関准看護高等専修学校(一関市)

○菅野会長

続きまして、議案第4号、学校の廃止認可について審議をさせていただきます。議案第4号について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎主査

議案第4号について説明いたします。一関市にございます一関市医師会附属一関准看護高等専修学校の学校廃止認可申請についてでございます。資料No.1の7ページをお開き願います。専修学校を廃止することについて、学校教育法第130条第1項の規定に基づき、認可申請があったものでございます。

廃止の理由でございますが、今日の加速度的な少子化の進行や、看護系大学を志向する傾向が加速していることにより、中学校卒業後の入学者の減少等の要因によりまして、生徒の募集が困難となり、減少が続いていたことから、今回、廃止認可の申請がなされたものでございます。

准看護師というものについてでございます。准看護師は、中学校卒業後2年間の養成課程を経て得ることができる都道府県認定の資格でございます。一般的な看護師と同様に、看護ケアや医療行為を行うことはできるのですが、高校卒業後3年間の養成課程を経て得る国家資格である看護師とは異なりまして、准看護師の自己判断による措置を行うことが

できず、対応を行うに当たっては医師や看護師からの指示を受けなければならないとされております。そのため、より専門性が求められるようになった今日の医療の現場においては、准看護師では対応が困難となる場面も多く、准看護師の養成学校は全国的に減少傾向にあると伺っております。

廃止の時期につきましては、令和7年3月31日でございます。

在学している生徒につきましては、令和6年度末をもって全員が卒業するものでございます。

また、教職員につきましては、引き続き、一般財団法人一関市医師会附属一関看護専門学校において雇用される予定でございます。

また、校地・校舎についても同様に、一関看護専門学校において引き続き使用される予定とされております。

以上のことから、一関市医師会附属一関准看護高等専修学校に係る学校の廃止認可申請につきましては、認可が相当であると考えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。議案第4号について、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特になければ、議案第4号の取り扱いについて、御意見があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようですので、議案第4号については原案のとおり、認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。ではそのように取り扱わせていただきます。

議案第6号 専修学校の設置者変更認可について 花巻高等看護専門学校（花巻市）

○菅野会長

続きまして、議案第6号、専修学校の設置者変更認可について審議をいたします。議案第6号について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤主事

それでは、議案第 6 号、専修学校の設置者変更認可について御説明いたします。資料 No. 1 の 9 ページをお開き願います。公益財団法人総合花巻病院が花巻市に設置する花巻高等看護専門学校について、設置法人が公益財団法人から公益社団法人に移行することに伴い、学校教育法第 130 条第 1 項の規定に基づき、専修学校の設置者変更認可申請があったものでございます。

ここで、資料にはございませんが、同法人が公益財団法人から公益社団法人に移行することになった経緯について、当時、新聞報道等もなされたところでございまして、御覧になった委員もいらっしゃるかと思うところでありますけれども、簡単にこの場で御説明をさせていただきたいと思います。同法人は、地域医療及び社会福祉の増進に寄与することを目的に、総合花巻病院を中核とした医療・介護事業、また、看護師養成を目的とする専門学校及び認可保育所等を運営する公益財団法人になります。そのうち、主に病院事業について、コロナ禍による減収や、建物・医療器具の減価償却費の負担等により、令和 4 年度決算で債務超過となりまして、続く令和 5 年度決算においても、債務超過となることが見込まれておりました。財団法人については、このように 2 事業年度連続で純資産額が 300 万円未満となった場合、翌事業年度の定時評議員会終結のときに解散するという法律上の規定がございします。同法人の解散により、病院事業の継続が困難になれば、地域医療に重大な影響が生じる可能性があることから、2 事業年度連続での債務超過を回避すべく、同法人、花巻市及び関係金融機関で協議を重ねた結果、令和 6 年 3 月、花巻市が 5 億円の財政支援を、また、関係金融機関が合計 6 億円の債務免除を行ったことで、同法人の解散は回避され、運営する各事業についても、これまでどおり継続することとなったものでございます。今後も同様の事態に陥ることを避けるため、同法人は、外部専門家の分析に基づく事業再生計画を策定・実行するとともに、公益財団法人から公益社団法人に移行する手続きを進めることを決定いたしました。公益社団法人への移行については、岩手県公益認定等審議会での審議を踏まえた県の認可が必要となります。こちらについては、令和 7 年 3 月 7 日に公益認定等審議会が開催されまして、それを経て、同 3 月 11 日付けで認可がなされているものでございます。また、同法人が運営をしております病院や介護施設、保育所等についても、それぞれの所轄庁に対し、公益社団法人への移行に伴う設置者変更等の手続きを進めている旨を、同法人から確認しているところでございます。以上が、同法人が公益財団法人から公益社団法人に移行する経緯についての御説明でございます。

資料の 9 ページにお戻りいただきまして、花巻高等看護専門学校の設置者変更について、変更の事由につきましては、安定した法人運営を目的とする、公益財団法人から公益社団法人への移行に伴うものでございます。

変更の時期は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

なお、教育内容ですとか、授業料等の生徒負担金、教職員の処遇及びに使用する校地・校舎等については、公益社団法人への移行に伴う変更はなく、従前どおりの教育活動を今後も継続するとしているところでございます。

以上のことから、県といたしましては、花巻高等看護専門学校の設置者変更認可につきましては、認可相当と考えているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございました。議案第6号について、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

ないようであれば、本案件の取り扱いについて、御意見があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

ないようですので、議案第6号については、原案のとおり、認可を適当とする旨答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

では、議案第6号については、そのようにさせていただきます。

議案第7号 各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可について

学校法人 H.A. International School

Harrow International School Appi, Japan (八幡平市)

○菅野会長

続きまして、議案第7号、各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可について審議をいたします。議案第7号について、事務局から説明をお願いいたします。

○山崎主査

議案第7号、Harrow International School Appi, Japan の収容定員変更に係る学則変更認可申請について御説明いたします。資料 No. 1 の10ページをお開き願います。各種学校の収容定員変更に係る学則変更をすることについて、学校教育法第134条第2項において準用しております、同法第4条第1項の規定に基づきまして、認可申請があったものでございます。

申請の概要でございますが、申請のありました学校は Harrow International School Appi, Japan、設置者は学校法人 H.A. International School でございます。同学校では、日本の小学校6年生相当であります第7学年から、高校3年生相当であります第13学年までの7年制の学校でございます。今般、入学定員及び総収容定員を増員しようとするものでございます。

続きまして、変更の理由でございます。同校は、安比の恵まれた自然環境の下で、全寮制による全人教育を効果的に実践し、世界のリーダーたる人材を育成することを目的としております。同校においては、この全人教育の方針の周知が進み、入学希望者が増加して

いる状況があることに加え、学年の進行に伴いまして、上位学年の人数が増加していることから、令和6年8月に、新規の寮棟の増築工事が完了し、ハード面の整備が進んだことを踏まえ、収容定員を変更しようとするものでございます。

変更の時期は、令和7年8月25日でございます。

次に、変更の内容については、現行で入学定員及び総定員がそれぞれ計350人でありまして、変更後は入学定員及び総定員を計420人とするものでございます。なお、この変更に伴いまして、実質的に全学年が揃う体制が整うこととしております。

次に、施設についてですが、先に申し上げました新規の寮棟の他については、今回の定員の変更に伴う変更の予定はないと聞いております。

次に、教職員数についてでございます。各種学校の認可審査基準では、生徒数に応じ必要な教員の人数を定めておりまして、現在の定員350人の状態ですと、最低12人、変更後の定員420人ですと、14人の教諭等を置かなければならないこととされております。同校では、令和6年5月1日時点で、専任の教員を59名配置しておりまして、また、今回の変更に伴って、令和7年度以降は86人に増員する計画となっており、いずれも基準を満たしているものでございます。

最後に、学校経営に関する収支予算ですが、学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金等の確実な収入をもって充てておりまして、毎年度の収支も均衡が保たれているものでございます。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費の1.5倍相当額の範囲内とする基準を満たしているものでございます。

説明としては以上でございます。県といたしましては、Harrow International School Appi, Japanにおける収容定員に係る学則の変更認可については、認可相当と考えているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○菅野会長

ありがとうございます。では、議案第7号について、御質問等があればお願いいたします。

○天間委員

変更の理由としまして、寮ができたことと、学年がどんどん進んで人数が増えたってことですが、7学年は減らす方向になっている理由は何なのでしょう。

○山崎主査

こちらにつきましては、全体でのバランスの調整というところが大きな理由ではございますが、現在在籍している第7学年の人数等を踏まえた結果であるということで、学校からお話は聞いております。

○菅野会長

よろしゅうございますか。その他、ございますか。

○福間委員

同じく定員についてでございますが、入学したら、一般的にはそのまま卒業させるというようなことで、定員について考えるかと思いますが、こちら、12 学年そして 13 学年は、一気に定員が増えております。

この辺については、何か積算根拠と言いますか、毎年度定員を変更させることはないかと存じますので、この辺について何かお聞きしてることがございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○山崎主査

こちらについては、学校法人側から明確なお話というのは聞いておりませんが、元々この学校は、年度途中での入学、年度途中での転学・退学という流動的なところが、一般的な学校より多いと聞いているところでございます。その理由としては、入学元の学校制度で動いている保護者の方々に合わせて、お子さんが入ってきたり出て行ったりという動きがあると聞いております。ここの人数につきましては、それらの状況を加味して、学校法人側でシミュレーションした結果であるということで、私どもとしては承知しているものでございます。

○安齊学事振興課総括課長

補足させていただきます。7 学年に入った生徒が、必ずしも最終学年、13 学年まで通して在籍している、ということでもない学校でございます。保護者の関係上で、その間の何年間、在学しているというパターンも結構あるところでございます。なので、今御説明申し上げたとおり、この収容定員の各学年の設定につきましては、入学者の実態に合わせて設定しているということで、御承知いただければと思います。

○高橋委員

今の福間委員の御発言を受けての発言なんですけれども、確かに、学校によっては、在学者のパターンが一定しない、流動的であるということはあるだろうと思います。しかし、実際に在学者が変動するということはあるとしても、定員がその時によって変動するということは、通常ないことだと思いますので、確認したいのは、今の点を踏まえて定員をこのように決定したとして、今後いろんな形で実際の在学者が変動したとしても、それに対応して定員を変更することはないという認識でよろしいでしょうか。

○山崎主査

それは、総定員としてということで、よろしいでしょうか。

○高橋委員

各学年についてもですね、実際の在学者が変動することはあり得るにしても、定員が、例えば今後、予定よりも下がったとか、多かったということで、その度に随時、このような形で変更の申請があるということはないという、そういう前提でよろしいでしょうか。

○山崎主査

失礼いたしました。御指摘の件については、私どもとしても、毎回変更の手続きを踏む

ということは想定しておりません。

○安齊学事振興課総括課長

補足させていただきますが、長期的展望を見込んだ上での定員の変更はあろうかと思いますが、短期的に、その都度変えるということは、見込んでいないということです。

○高橋委員

分かりました。長期的云々に関しましては、他の従来からの学校を含めて、すべてあり得ることですので、それはもちろんあることだと思いますけれども、この学校の場合、事情が通常の学校と違うという話があったので、それを理由として随時変更ということはないという、そういう確認ができましたので、了解です。

○菅野会長

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

なければ、本件の取り扱いについて、御意見があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

特にないようであれば、議案第7号については原案のとおり、認可を適当として答申することとしてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。それでは、議案第7号については、そのように取り扱わせていただきます。

(3) 協議事項の審議

議案第8号 高等学校の収容定員変更計画について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市）

○菅野会長

次に、協議事項の審議に入ります。議案第8号、高等学校の収容定員変更計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○立花主幹兼特命課長

議案第8号、高等学校の収容定員変更計画について御説明いたします。資料No. 1の12ページをお開き願います。学校法人盛岡誠桜学園が設置する盛岡誠桜高等学校の収容定員を増とすることについて、県が定める私立学校認可事務取扱要領に基づき、収容定員変更計画の了承を求める計画書の提出があったものです。

資料No. 4、補足説明資料の8ページをお開き願います。少し経緯を補足いたします。本県では、高等学校に関する学校や学科の設置、収容定員の変更等については、2段目審査をとっておりまして、開始する前々年度にまず計画書を提出いただき、その後、開始の前年度に認可申請書を提出いただき、その都度審議会にお諮りしております。学校法人盛岡誠桜学園からは、令和3年度に、令和4年4月1日を変更時期とする盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画と、変更認可申請の提出があり、審議会からの答申を踏まえた上で、県は、計画の不承認と認可申請の不認可を決定しております。その後、令和4年度から5年度にかけて、令和6年4月1日を変更時期とする計画と認可申請が提出され、こちらにつきましても、審議会からの答申を踏まえて、計画の不承認と認可申請の不認可を決定しております。この令和6年4月1日を変更時期とする認可申請に対する県の不認可処分について、審議会に報告した際の資料の写しがこちらになります。簡単に読み上げますが、これも、認可しない理由といたしましては、1つ目、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとされている。学校教育法第4条第1項における私立学校の収容定員を増やす旨の学則変更に係る認可に当たっては、単に施設及び設備等に関する基準を満たすかといった点のみならず、生徒の教育を受ける権利の保障及び教育の機会均等の保障の実現に向け、私立学校の自主性及び公共性を踏まえた上で、公立高校の適正配置等に関連する諸事情も併せ考慮し、かつ、私立学校審議会の意見を踏まえて判断がなされるべきであるところ、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないことから、本申請に係る収容定員の増員は不適切と認められるため」、2つ目ですけれども、「校舎について、耐震性能が著しく低い校舎があることが認められる。よって、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準第12条に適合しないと認められるため」ということになっております。この不認可処分につきましては、現在、同法人と県との間で訴訟となっておりますが、今回の令和8年4月1日を変更時期とする収容定員変更計画については、訴訟になっている件とは別個のものとして御審議いただくものです。なお、進行中の訴訟事件については、内容等についての発言を控えさせていただきます。今回提出された変更計画については、定員増の人数は、これまでと同じ内容となっております。

この計画書の取扱いについて事務局といたしましては、岩手県私立学校認可事務取扱要領では、第3条第3項において、知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を収容定員変更計画者に通知するものとなっております。その通知に先立って、同条第4項において、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならないと規定されておりますので、適正手続の関係から、私立学校審議会の御意見を聴こうとするものです。岩手県私立学校認可事務取扱要領につきましては、資料No. 3、参考資料になりますけれども、9ページにございますが、説明は割愛させていただきます。

資料 No. 1 の 12 ページをお開き願います。議案第 8 号、高等学校の収容定員変更計画についてでございます。収容定員変更の内容につきましては、全日制課程の普通科の定員を 333 人から 480 人へ 147 人の増とし、商業科及び家政科の定員をそれぞれ 111 人から 120 人へ 9 人の増とするものであり、合計で 675 人から 840 人へ 165 人の増とするものであります。また、学級数を全体で 3 学級の増とするものであります。

変更の時期につきましては、令和 8 年 4 月 1 日となっております。

変更の理由につきましては、要約いたしますと、「盛岡誠桜高校の入学定員は、昭和 61 年度までは 225 人であり、昭和 62 年度から平成 2 年度までは 315 人まで定員増が認められていたが、平成 3 年度には再び 225 人に減員し、しばらくは入学者が定員を超えない状況であった。平成 25 年度から男女共学化、校名変更、部活動及び進学指導の強化に取り組んだところ、受験者数が増加し、保育士専攻科等の複数の専攻科の設置により、高校卒業後の選択肢も増やしている。男女共学実施以降、男子の入学者が増加していること、運動部を中心に県外生徒の入学が増えており、そのような生徒のために寮を設置していること、耐震改築、耐震補強工事を進め、校舎の安全確保に取り組んでいること、本校の魅力ある学校づくりで入学者が増えている状況であることから、定員増を認めて欲しい」、こういったことが、変更の理由でございます。なお、申請者は、昭和 62 年から平成 2 年まで定員増を認められ、平成 3 年に再び減員した理由が定かでない旨記載しておりますが、この時期は、生徒急増期のため、公立、私立高校ともに入学定員を増やしていた時期に当たり、私立高校については、昭和 61 年度から平成 2 年度までの期間に限定して、暫定的に定員増を認めていたものであります。従って、この暫定的定員増の期間が終了した平成 3 年度には、どの学校も元の定員に戻ったという経緯がございます。

では、資料 14 ページをお開き願います。教職員数につきましては、現状でも、学校の編制、施設、設備等について定める高等学校設置基準を満たしておりますが、変更後はさらに専任教員を 3 人増とするものです。なお、高等学校設置基準につきましては、資料 No. 3 の参考資料の 19 ページに掲載してございますので、適宜参照いただければと思います。

続きまして、施設の概要についてです。設置基準第 12 条では、一般的基準として、「高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない」と規定されております。当該高校の建築基準法の耐震基準を満たしていない校舎は 3 棟あります。そのうち、寄宿舎については、取壊しの上、一部の機能を別の校舎に移築する耐震改築工事を、今年度、令和 6 年度に実施しております。残る校舎のうち、体育館棟につきましては、令和 6 年度から 8 年度末にかけて耐震補強工事を計画しているところであり、令和 6 年度は、工事の動線確保に係る道路工事を実施しております。体育館棟につきましては、建物の 2 階以上が体育館となっておりますが、令和 7 年度から、こちらの建物の耐震補強工事と仮設体育館の設置工事を行う予定と聞いております。なお、残るもう 1 つの校舎の耐震化については、この体育館棟ほどの大規模工事を要しないものであり、令和 7 年度又は 8 年度に工事予定と聞いております。

続きまして、収支予算についてですが、資料に記載のとおりとなっております。なお、耐震補強工事の予算が計上されておりますませんが、ただいま、工事内容について見直しを図っているところでありまして、現段階で計上されていないものでございます。

続きまして、資料 No. 4、補足資料説明資料を御覧ください。こちら 1 ページから 3 ページに、岩手県高等学校の入学定員の推移、中学卒業者数及び高校入学者数の推移のグ

ラフを掲載しております。4ページ以降に、関係機関からの意見を記載しており、一般社団法人岩手県私学協会、盛岡市教育委員会及び岩手県教育委員会からそれぞれ意見をいただいたところであります。まず、一般社団法人岩手県私学協会の意見でございますが、盛岡誠桜高等学校の収容定員変更計画に同意しないとのこととあります。その理由を要約しますと、「出生数の減少の影響により、生徒確保が一段と厳しくなると予想されること。県教育委員会では、新たな県立高等学校再編計画後期計画を策定しており、少子化に向けた努力をしている状況下で、私立側が定員を増員すると、生徒確保に向けた公私間の競争を一層激化させ、私立高等学校間の過当競争を招来すること。全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本であること。西和賀高校は、他地域への通学が困難な特例校と位置付けられており、地域の過疎化防止に資する山村留学推進のため、特別に認められたものと承知しており、県外からの受験生増加については、どの私立高校も定員内で受入れしており、学内調整可能な内容であり、増員理由に当てはまらないと考える」、このこととでございます。次に、盛岡市教育委員会の意見でございますが、こちら要約いたしますと、「同校への志願者の増加や少子化による受験者数減少など、市内近郊公立、私立高等学校の志願者数へは少なからず影響があるものと懸念している」、とのこととでございます。次に、県教育委員会の意見でございますが、要約しますと、「本県の公教育においては、少子化の状況にあっても、中学生に多様な進路選択を可能とする環境を確保すること、高校卒業後の進路希望の実現、地域や地域産業を担う人材の育成を可能とする教育環境を確保することが重要と考え、県立高校では、平成28年度に10年間の「新たな県立高等学校再編計画」を策定し、定員の削減を行っているが、県立高校においては、入試倍率だけで一律に定員減や統合を行っているものではなく、県全体の高校配置の状況を勘案した調整を行っている。なお、県立西和賀高校の学級増については、他地域への通学が極端に困難な地域に所在する高校であること、地元自治体の支援を受けて、いわて留学の実績を上げていること等により臨時増としたもので、盛岡誠桜高校の変更計画の背景とは全く違うものであること。中学校卒業者数の減少状況や、それに対応した県立高校の再編計画を推進していること、盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている状況等を踏まえ、学校法人盛岡誠桜学園からの収容定員変更の申出に対し、慎重な御判断をいただきたい」とのこととでございます。以上が、関係機関からの意見でございます。

これらの意見にありましたとおり、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向、盛岡地区への志願者の一極集中の状況下において、公立高校においては、教育機会均等の観点からの高等学校の適正配置に取り組んでいます、私立学校の自主性を重んじつつ、公共性を高めるという観点から、定員増を行うことについてどう考えるべきか、また、前回の申請を不認可とした事由の1つである校舎の耐震化については、変更の時期である令和8年4月1日時点では、校舎の耐震化が終了していない状況であること等を踏まえ、計画了承の可否について、広く御意見をいただきたいと思いますと考えております。

説明は以上であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○菅野会長

ありがとうございます。多岐に渡る説明でしたので、最初にまず、本案件及び只今の説明に対して、御質問等があればお願いしたいと存じます。

○須川委員

御説明ありがとうございました。それではまず、誠桜高校の定員充足状況について、教えていただければと思います。

○立花主幹兼特命課長

盛岡誠桜高校の過去5年間の全生徒数は、令和2年度及び令和3年度は定員を超過しておりますが、直近3カ年は定員を超過しておらず、同校の定員が675名でございますが、令和4年度につきましては670名、令和5年度につきましては648名、令和6年度については613名という状況でございます。

○菅野会長

須川委員、よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

○天間委員

先ほどの質問と併せての形なんですけど、定員充足数について、商業科、家政科だけのものは分かりますか。

○立花主幹兼特命課長

科別のものにつきましては、令和6年5月1日現在の数字であれば分かりまして、普通科につきましては447人が定員のところ実員が468人、商業科につきましては74人が定員のところ54人、家政科につきましては74人が定員のところ43人、食物調理科につきましては80人が定員のところ48人となっております。合計して、675人のところ613人、という状況です。

○天間委員

ありがとうございます。もう1つ、先ほど収支予算のところで、何かが計上されていない理由として、工事内容の見直しを図っているという話があったかと思うのですが、その工事内容の見直しってどういうことなのでしょう。

○立花主幹兼特命課長

金額等の詳細は申し上げられませんが、耐震補強工事に関し、国の補助金の対象になる部分について、法人の見込みと国の審査結果に差が生じたことに伴い、法人の方で、工事内容を再検討することになっておりまして、現在調整中であることが、本日に合っていない理由でございます。

○天間委員

わかりました、ありがとうございます。

○菅野会長

よろしゅうございますか。他に御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

○菅野会長

よろしいでしょうか。御意見をいただく際に、何か御不明な点があればその時にまたいただくということで、では次に、案件の取り扱いについて、御意見等があればお願いしたいと存じます。

○須川委員

この案件につきましては、先ほど説明がありましたとおり、幾つかの視点で総合的に物事を考えていかないといけないということがあると思います。まず一番大きいのは、中卒者の減少状況、要するに背景ですね。これは、県全体もちろんそうですが、県の中で一番人口が多い盛岡ブロック、盛岡地区の人口の減少状況についても、一緒に考えていく必要があると思います。もちろんどっちも減少状況ではあるのですが、盛岡ブロックと言った意味は、盛岡地区とそれ以外の地区、やはり減少数、減少割合も違ってくるので、そこも勘案する必要があるという意味です。

2つ目ですが、公教育と言ったときに、県立の高校と私立の高校と、両方考えなければならぬ、言い換えれば、高校教育全体のことを考えなきゃいけないと思うのですが、今までも県立高校と私立高校というのは、長い歴史の中でずっと共同しながら、全体の生徒数を見ながら、生徒数を増やしたり、減らしたりしてきているわけで、それを考えると、先ほどの今後の状況を考えると、現段階で定員を増やしていくというのは、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。県立高校に関しては、先ほどありました、再編計画というものがあって、今も大幅な学級減をしているところです。その中で、盛岡地区はずっと定員減になっていなかったのですが、皆さん御存じのように、来年から南昌みらい高校ができるわけですが、盛岡地区でも、県立高校の定員を減らしているところです。それとともに、今度は、県内の市町村長とか、あとは教育長さん達が言っているのは、やはり県立高校の定員だけが減っていくという流れは、ちょっと心配だと、あとは、盛岡地区への一極集中ということを考えると、結局、今、地元の公立高校に行くだけではなくて、盛岡地区の私立高校も含めて、そういう流入が増えているということで、やはりこれは、1つの私立高校の状況だけではなくて、県全体の状況を考えながら進めたほうがいいのではないかなというふうな意見が来ております。

3つ目としては、西和賀高校の例がありましたけども、御説明があったとおり、全く状況が違うので、これはもう理由に当たらないのではないかと考えます。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。他に、何か御意見ございますでしょうか。

○新田委員

県私学協会の総意として、4ページにあったとおり、理事会を開いたときに、同意しないということも、はっきりそこで決定しています。理由も、先ほど皆さんがおっしゃっているとおりです。少子化とか、それから、南昌みらい高校のように、県で頑張っていた

いているのにというのも、やはり意見としてありましたので、はっきり言いますけど、私学協会としても、同意しないということで、よろしく願いいたします。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。他に、何か御意見ございますでしょうか。

○高橋委員

今出された意見は、前回審議のときにも出された論点で、基本的に状況は変わっていないと思いますので、それに関しては私も、同じ方向性なのですが、ちょっと別な方向から、必ずしも今回の件だけに限ったことではない意見を申し上げたいと思います。

それは、定員ということについて、どうしてこれを審査するのか、定員に限らず、この審議会では、設備とか、様々な教育の主要因について審査しているわけですが、その趣旨というのは、単純な一言で言えば、教育の質の保障ということだと思えるのです。教育の質の保障ということは、必ずしも、希望者が多ければどんどん入れていくという話でもないということがありまして、それから、全体的な状況としては先ほどから御指摘があるとおり、全県的に各学校の志望者が減っている、私立学校に限定しても、大半の学校が大幅に定員割れをしているわけです。これは、少子化ということから当然の流れではあるわけなのですが、ただ私立学校でも、ごく一部の学校において、定員の大幅な超過が結構続いている学校があります。そういう学校に関しては、もちろん私立の学校の場合は、公立との併願の状況などにおいて、年によっては一時的に、いわゆる歩留まりを読み違えて大幅に取ってしまうということも、避けたい部分があるのですが、そういうことではなく、経常的に入学者が大幅に超過している学校がごく一部あると。そういう場合に、そういう学校は定員を増やすのかという話になりますと、先ほどから言われているような政策的な観点からしても、そういうことにはならないだろうと。

ですので、私の方で申し上げたいことは、今回の申請の件に限らず、現在の状況下で大幅に定員を超過しているような学校に関しては、定員管理というものについて、やはり厳しく求めていくということが必要ではないかと。認可のときだけではなくて、経常の定員管理ということも重要であり、ほとんどの学校は定員割れしているのだけでも、いろんな理由で一部の学校が超過していることに関しても、質の保障という意味では、管理の対象となるべきだと考えております。ですので、そういうことも総合的に考えて、私たちは定員の問題について、いろんな理由で志望者が多くなるということは、確かに受験者あるいはその保護者から支持を受けているということでもありますけれども、定員の原則としては、質の保障の観点から、しっかり管理していくということが求められますので、そういう観点からすると、今回の件だけではなく、定員の管理については特に意を用いるべきであり、そしてまた今回の申請に関しても、先ほどからすると今回の申請校の場合は、今現在、ある意味では定員をちゃんと守っているということだと思いますけれども、大幅に超過しているわけではないとのことです。これに関しても、同様に、増やすというようなことにはならないと思いますけれども、私が申し上げたかったことはですね、この問題を今回の申請だけではなくて、やはり様々な学校全体における定員管理の重要性と、これは、今我々は岩手県という地域の、しかも高校という枠の中だけ話をしているわけですが、大学の場合、全国的に私立学校が、同じように子供が減っているわけですね。

ども、戦略的にも大量の合格者を出しているような、そしてその定員を大幅に超しているような大学もあるわけです。やはりそれについては、相応の管理が入っていくわけでありますので、県内の高校の場合は、同じ状況が生じないにしても、やはり原理原則としては同じだと思いますので、教育の質の保証という観点で、今回の申請に限らず、私学行政において、質の保証ということを考えていただきたいというところであります。その観点から、定員管理という考え方を自覚していただきたいということであります。以上です。

○菅野会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。前回の理由のうち、1の、全体的な少子化の状況等についての御意見を頂戴しましたが、前回、2として、耐震基準の問題が取り上げられていまして、現在、学校においてはその解消に向けて努力をされているようですが、まだこの時期には解消に至っていないという問題もあるようですが、それについて、もし何か御意見等があればお願いいたしたいと思います。

○天間委員

今おっしゃられたように、私としても、この時期にはまだ工事が終わっていないというか、先ほど、工事の内容の見直し、国の補助金の関係で、見直しを図っているというところですので、まだ時期尚早なのかなというところと、あくまでもこれは協議事項なので、併せて私の意見を言わせていただくと、工事に関してもまだ定かでないというところと、1の理由の、人数が減ってきているというところに対して、定員を上げなければいけない、増やさなければいけない必要性に関して、ちょっと今回は、その必要性はないのではないかなと、今頂いている資料だと、感じるところです。

○菅野会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(発言なし)

○菅野会長

ないようであれば、本件の取り扱いについて、御意見があればお願いいたしたいと思います。

(発言なし)

○菅野会長

先ほど、いろいろ御意見を頂戴しましたので、では、お諮りを申し上げたいと思います。只今の御意見を踏まえますと、前回の意見の、第1、第2について、それぞれ、まだ充足されていないということのようでございますので、本案件については、承認をしないという方向で、意見を集約したいと思いますが、御異議等ございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

御異議がないようですので、本協議事項については、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございます。

○安齊学事振興課総括課長

高橋委員からお話があった件で、事務局の方から補足で説明をさせていただきます。定員超過の著しい学校に対する対応というところで、現在、定員の超過状況によりまして、それに応じて補助金の減額であったり、また、文書指導又はヒアリング等で、定員の超過についての指導等を県としては行っているところでございます。そういった状況もありますが、現在まだ、超過している高校等があるというところで、今後引き続き、高橋委員から頂いた御意見を踏まえまして、適切な定員の遵守について、取り組んで参りたいと考えております。

○菅野会長

高橋委員、よろしゅうございますでしょうか。

○高橋委員

私が申し上げたかったことは、今お話されたような行政指導はなさっているものだと私も認識しておりましたけれども、定員の認可と、それから、定員の管理ということは、一体であるということを申し上げたかった次第であります。ありがとうございました。

（４）報告事項

○菅野会長

ありがとうございました。では、続きまして報告事項に移らせていただきます。報告事項の１、令和６年度第１回私立学校審議会における諮問事項について、事務局から報告をお願いいたします。

○向井主査

それでは、報告事項について説明させていただきます。お手元の、資料 No. 2 になります、１ページ目をお開き願います。令和６年度第１回私立学校審議会における協議事項についてでございます。

令和６年９月２０日に開催された令和６年度第１回審議会におきまして御審議いただき、答申をいただいた１から３の案件につきましては、それぞれ資料に記載の日付で認可をいたしましたので、御報告させていただきます。

○菅野会長

ありがとうございます。御質問等あればお願いいたしたいと思います。

（発言なし）

○菅野会長

よろしゅうございますね。次に、報告事項の2、令和6年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について、事務局から報告をお願いいたします。

○向井主査

御説明させていただきます。報告資料の2ページ目をお開き願います。令和6年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会についてでございます。

この協議会は、全国私立学校審議会連合会の各地域ブロックごとに置かれている支部の協議会であります。全国私立学校審議会連合会は、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることにより、各私立学校審議会の運営を円滑にし、もって私立学校の振興と健全な発達を期することを目的として、昭和25年に設立されたものでございます。事業といたしましては、私立学校審議会の在り方及び運営についての研究協議、諸法令基準に関する研究、各都道府県私立学校審議会相互の情報交換、委員功労者に対する表彰などを行っているものであります。

北海道・東北支部の協議会につきましては、今年度は秋田県で開催の予定でありましたが、各道県の意向を踏まえまして、昨年度同様に書面開催といたしまして、各道県から提出された議題について、書面で回答する形で実施しました。議題につきましては、3に記載の通りでございます。それぞれの概要について説明させていただきます。(1)の「学びの多様化学校の指定を受ける私立学校の設置等について」は、近年、不登校の児童生徒が増加している傾向にある現状を受けまして、新潟県から提案があったものでございます。学びの多様化学校等の設置実績等に係る各道県の状況について、情報交換を行ったものであります。(2)になりますが、「生徒が40人に満たない専修学校への対応について」は、少子化や大学への進学者の増加により、専修学校の入学者が減少しており、今後も同様の傾向が続くと考えられるという理由により、秋田県から提案があったものでございます。具体的には、学校教育法第124条第3号、「教育を受ける者が常時40人以上であること」の要件を満たすことができない専修学校の状況や、当該専修学校への指導等に係る各道県の状況について、情報交換を行ったものでございます。続きまして、(3)「私立学校審議会委員の選任基準（女性等）について」であります。女性委員の積極的登用を検討したいという宮城県の提案によりまして、各道県における審議会委員の選任に係る取扱い等について、情報交換を行ったものでございます。続きまして、(4)「各種学校の認可に係る事前調査の実態について」ですが、これは秋田県からの提案になりまして、各種学校の認可の際に、審議会の委員による事前調査を行う際の人選や審査基準、審査項目に関する定めの有無等について、各道県の状況について情報交換を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○菅野会長

ありがとうございます。只今の説明等に対しまして、御質問等があればお願いいたします。

(発言なし)

(5) その他

○菅野会長

申し訳ございません。先ほどの議案第8号について、了承しない旨で意見を集約させていただいたのですが、その理由を付記する必要があります。各委員のお話を踏まえまして、当職において作成したいと存じますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

「異議なし」の声

○菅野会長

ありがとうございます。次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

○佐藤主事

事務局からは、特に用意はございません。

○菅野会長

委員の皆様方から、何かございますでしょうか。

(発言なし)

5 閉 会

○菅野会長

特にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。御審議に御協力いただきまして、ありがとうございます。